

令和6年11月27日

窓口に来られた方の本人確認に ご協力をお願いします

申請様式への押印廃止、なりすまし申請防止及び法令遵守の観点から、各種手続きの際に、来所者の本人確認をさせていただきます。また、本人確認の導入に伴い、申請書等の訂正権限についても、整理させていただきました。

つきましては、次のとおりの取扱いとさせていただきますので、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【対象となる手続】

建設業許可、経営事項審査、解体工事業登録、浄化槽工事業登録及び特例浄化槽工事業に係る申請及び届出

実施日 令和4年10月1日から

	来 所 者	本人確認資料(原本)	窓口での訂正
1	申請人	代表者	①(下記参照)
2		従業員・家族	①+②(下記参照)
3	行政書士	代理人	行政書士証票+委任状
4		代行者	行政書士証票(+委任状)
5	行政書士 補助者	代理申請 の場合	行政書士補助者証 +行政書士への委任状
6		代行申請 の場合	行政書士補助者証 (+行政書士への委任状)
7	その他	代行者	①(下記参照)

①来所者の本人確認ができるものとして、次のいずれか
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、特別永住証明書、在留カード、
公的機関が発行した免許証及び資格者証（顔写真あり）
②申請者と来所者の関係性が確認できるものとして、次のいずれか
社員証、雇用証明書（様式任意）、名刺（左記2つがない場合のみ）
※②については、令和7年12月1日まで健康保険証（所属が確認できるもの）でも可

- ・本人確認できない場合は、申請を受理することはできません。
- ・本人及び代理人以外の方は、窓口での訂正（軽微なものを除く）は認められません。
- ・郵送申請の場合の取扱い等、その他詳細については、京都府ホームページに掲載しておりますので、ご確認お願いします。
URL : <https://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/>
トップページ > インフラ > 公共事業・一般 > 公共事業 > 建設業法（建設業許可・経営事項審査）等> 新着情報

問い合わせ先	京都府建設交通部指導検査課建設業係 (075-414-5222)
--------	-------------------------------------